

長崎市にお住まいの被爆者とご家族のみなさまへお知らせ

【被爆者援護パンフレット令和5年度版】

毎年4月に発行している被爆者援護をまとめたパンフレットです。保存してご活用ください。あわせて、「被爆の記憶」を次の世代へつなげていくため、被爆継承に関するお願いも掲載しています。ご一読のうえ、ご協力いただければ幸いです。



ふれあい食会のレクリエーション (P6)



自主グループ絵手紙の作品 (P7)

【もくじ】

P2 各種手当、葬祭料

P3 原爆症の認定

P4 介護手当

P5 介護保険サービス利用助成

P6 原爆ホーム、被爆者相談など

P8 健康診断、医療費

P9 被爆二世健康診断など

P10 次世代への継承に関するお願い

P12 各種手続き

- 手当の支給金額が改定されました。(P2、4)
- 本庁(新庁舎)の各種申請の受付窓口は1階の9番窓口※です。
※ 1階総合窓口の⑨国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険・被爆者援護の窓口
- 原爆ホームの入所相談は事前の予約が必要です。(095-829-1149 援護課)

長崎市コールセンター「あじさいコール」

電話：095-822-8888 / 朝8時～夜8時(年中無休)

発行 長崎市 原爆被爆対策部 援護課(令和5年4月発行)

電話：095-829-1149 / 住所：長崎市魚の町4番1号(市役所13階) 〒850-8685

メール：engo@city.nagasaki.lg.jp / ホームページ：http://www.city.nagasaki.lg.jp/

1 各種手当

- 支給日：毎月24日（土、日、祝祭日の場合は直前の休日でない日）
- 医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当の併給はできません。
- 申請者は、被爆者本人です。被爆者が亡くなられた後の新規申請はできません。

手当の種類	支給要件	支給月額
医療特別手当	原子爆弾の放射線が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定（原爆症の認定：P3 参照）を受けた人で、現在も認定された病気やけがの状態が続いている人	145,420 円
特別手当	原爆症の認定を受けた人で、現在は認定された病気やけがの状態にない人	53,700 円
原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射能の影響による小頭症の人	50,050 円
健康管理手当	次のいずれかを伴う病気にかかっている人 1 造血機能障害 7 腎臓機能障害 2 肝臓機能障害 8 水晶体混濁による視機能障害 3 細胞増殖機能障害 9 呼吸器機能障害 4 内分泌腺機能障害 10 運動器機能障害 5 脳血管障害 11 潰瘍による消化器機能障害 6 循環器機能障害	35,760 円
保健手当	2 キロメートル以内で直接被爆した人及び被爆当時その人の胎児であった人	35,760 円
	左に該当し、次の(ア)または(イ)にも該当する人 (ア)省令で定める範囲の身体上の障害がある人 (イ)配偶者、子、孫のいずれもいない70歳以上の人で、その人と同居している人がいない人 上記(ア)、(イ)のいずれにも該当しない人	17,940 円

2 葬祭料

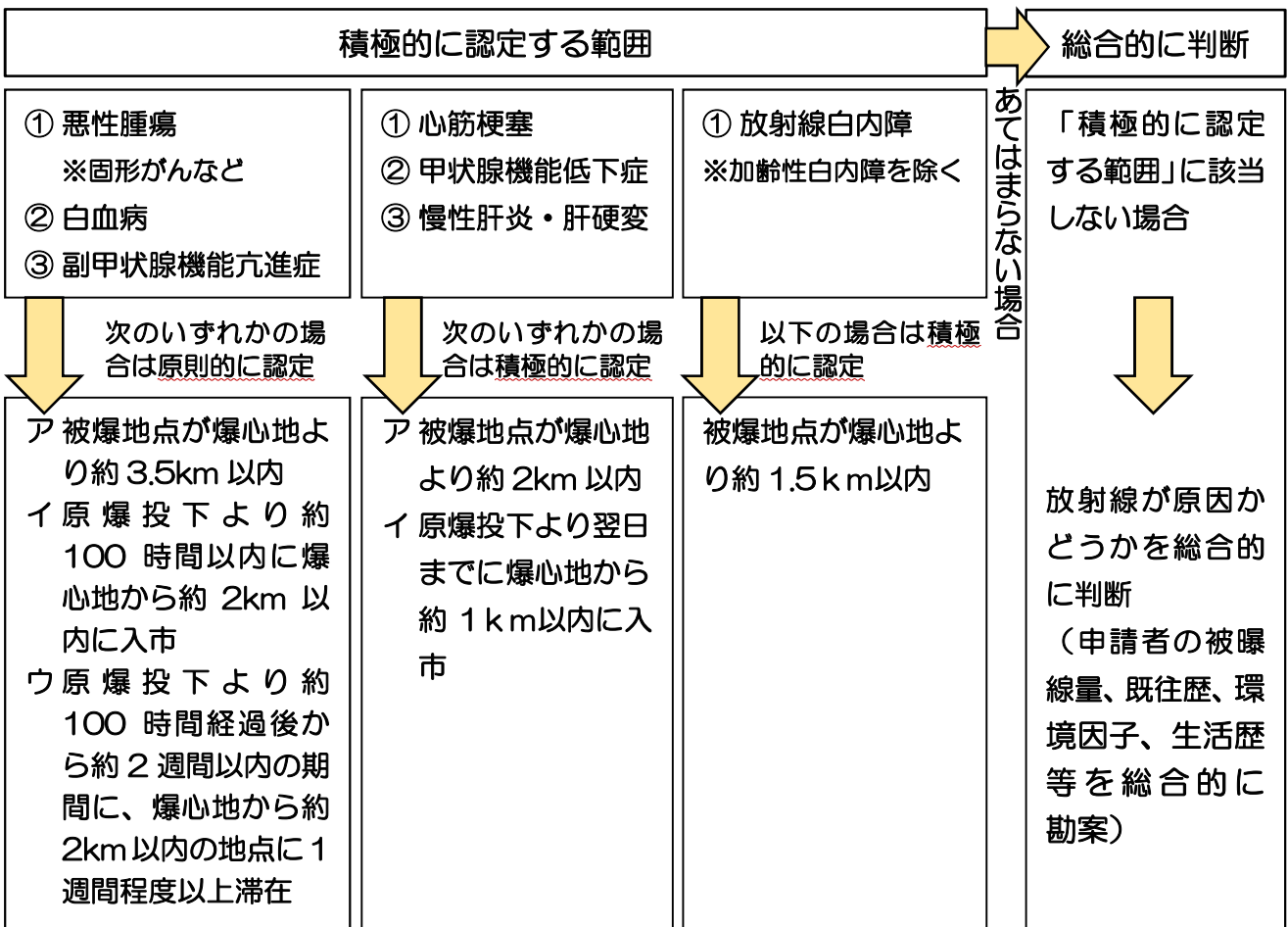
- 葬祭料の申請者は、亡くなられた被爆者の葬祭を主に行った人（喪主など）となります。
※ 12ページ「各種手続きについて」をご覧ください。
- 葬祭料の支給日は、申請から通常1か月以内となります。
- 支給金額は、亡くなられた時期で変わります。

手当の種類	支給対象	支給金額
葬祭料	被爆者が死亡したとき葬祭を主に行った人	212,000 円

3 原爆症の認定

- 原爆症の認定要件は、次の2つです。
 - 1 放射線起因性の判断（被爆者の病気やけがが原子爆弾の放射線によるものである、または、被爆者の治癒能力が放射線の影響を受けているかどうか）
 - 2 要医療性の判断（1の病気やけがが現に治療を要する状態にあるかどうか）
- 申請は、長崎市を通じて国（厚生労働大臣）へ申請、国が審査・認定します。
 ※ 申請から結果通知まで約半年、審査状況によりさらに時間がかかる場合があります。
- 原爆症に認定された場合
 - 医療特別手当（2ページ参照）を受給することができます。
 - 認定された病気やけがの医療費が全額国の負担となります。
 ※ 認定の前後で被爆者の自己負担がないことには変わりはありません。
 - 所得税及び住民税の所得控除が受けられます。

1 放射線起因性（放射線が原因かどうか）の判断



2 要医療性（治療が必要かどうか）の判断

現に医療を要する状態に該当するかどうか、当該疾病等の状況に基づき、個別に判断

4 介護手当

- 支給日：毎月24日（土、日、祝祭日の場合は直前の休日でない日）
- 介護手当は、費用介護手当と家族介護手当の2種類があり、併給はできません。

大切なお願い

家族介護手当を受給中の人は、入院・入所を援護課へ連絡してください。
 入院・入所などで月の1日から末日まで1か月まるまる自宅にいない場合は、支給の対象外となります。1か月以上入院・入所される場合は必ず連絡してください。

手当種類	支給要件	支給月額		
			上限額 (※3)	
費用介護手当	精神上または身体上の障害（重度または中度）があり、かつ、介護が必要な状態（※1）で、費用を支出して訪問介護のサービス（※2）を受けたとき	重度	上限額 (※3)	110,800円以内
			下限額	22,830円
		中度	上限額 (※3)	75,520円以内
家族介護手当	精神上または身体上の重度障害があり、かつ、介護が必要な状態（※1）で、費用を支出せず家族等から介護を受けたとき	重度	定額	22,830円

- ※1 医師の診断書が必要です。診断書は毎年1回提出していただきます。
- ※2 介護保険利用での対象サービスは「訪問介護」、「介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス」、「夜間対応型訪問介護」です。
- ※3 国の基準額に長崎市独自の援護施策として5,000円を付加した金額です。
 重度：国の基準 105,800円＋長崎市付加金 5,000円＝110,800円
 中度：国の基準 70,520円＋長崎市付加金 5,000円＝75,520円

- 申請
 - 申請者は、被爆者本人です。被爆者が亡くなられた後の新規申請はできません。
 - 費用介護手当は月ごとの申請、家族介護手当は原則1年ごとの申請です。
- 介護保険法の高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の支給を受けたときは、介護手当支給額の調整が行われる場合があります。
- この介護手当とは別に、介護保険サービス利用時の自己負担の助成を行っています。詳しくは、5ページをご覧ください。

5 介護保険サービス利用の助成

- 介護保険サービス利用の助成があります。
- 介護保険被保険者証と被爆者健康手帳をサービス事業者へ提示してください。
- 訪問介護等は、所得税非課税世帯が対象で事前申請が必要です（下表★）。対象外でも費用介護手当を受けられる場合があります。4 ページをご覧ください。
- 養護老人ホーム入所は、費用負担額を支払った後で申請による払い戻しとなります。

介護保険サービス	被爆者の利用料 の自己負担分	サービス費用対象 外（自己負担分）
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護	1～3 割負担	事業所の実施地域 以外の場合の交通 費
訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス （ホームヘルプサービス）	1～3 割負担 ★所得税非課税 世帯は負担なし	
生活援助サービス	1～3 割負担	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 訪問看護・介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション・ 介護予防訪問リハビリテーション	負担なし	
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 通所介護・介護予防通所介護相当サービス・ 地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・介 護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）・ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビ リテーション（デイケア）		
ミニデイサービス		1～3 割負担
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 （ショートステイ）、短期入所療養介護・介護予 防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	負担なし	食費、調理代、理 美容代、日用品代、 滞在費等
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対 応型共同生活介護（グループホーム）		食費、居住費、理 美容代、おむつ代、 日用品代等
小規模多機能型居宅介護・ 介護予防小規模多機能型居宅介護 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）		食費、調理代、日 用品代、宿泊費等
特定施設入居者生活介護・ 介護予防特定施設入居者生活介護	1～3 割負担	おむつ代、日用品 代等
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与		事業所の実施地域 以外の場合の交通 費、搬入に係る特 別な措置の費用
福祉用具購入、住宅改修費		-
介護老人福祉施設入所・地域密着型介護老人福 祉施設（特別養護老人ホーム）入所 介護老人保健施設入所	負担なし	食費、居住費、特 別な食事の提供 代、特別室代、理 美容代、 日用品代等
介護療養型医療施設入所・介護医療院入所		
養護老人ホーム入所（措置入所分）	費用負担額を払い戻し（申請が必要です）	

6 原爆養護ホーム入所・ショートステイ利用

- 手続きは予約制です。まずは援護課へご連絡ください。(電話：095-829-1149)
- ホーム入所までの主な流れ
 - 援護課へ電話 ⇒ 相談日時予約 ⇒ 援護課にて申請前聞き取り等調査※
 - ⇒ 申請 ⇒ 入所判定審査会による審査 ⇒ 入所待機者※ ⇒ 入所
 - ※ 必要に応じて施設見学（感染症の状況によりできない場合あり）
 - ※ 入所までの待機期間があります。詳しくは聞き取り調査の際にお伝えします。
- ショートステイ
 - 利用期間は、原則として1か月に7日間以内となります。
 - 感染症の影響などで事業を中断している場合があります。
- 食費、居住費（滞在費）の自己負担を世帯の所得等に応じて減額する制度があります。

原爆養護ホーム	住所
恵の丘長崎原爆ホーム（一般・特別養護）	長崎市三ツ山町 139-5（本館）139-2（別館）
原爆被爆者特別養護ホーム「かめだけ」	西海市西彼町上岳郷 1663-1

7 被爆者相談や支援など

- 相談事業
 - 生活・健康（身体・こころ）・介護・福祉・医療等の相談に応じています。
- 健康テレホンサービス
 - ひとり暮らしの方で、介護保険等のサービスを利用されていない方に、必要に応じて定期的に電話をかけ、生活・健康（身体・こころ）・福祉・医療等の相談を行っています。
- ふれあい昼食会（日常生活支援事業）
 - 一人暮らしの人を対象に、レクリエーションや昼食会などを実施しています。
 - 民間施設、被爆者健康管理センターの2か所で、いずれも月1回の実施です。
 - 昼食代の自己負担があります。

場所	内容	対象者
民間施設	月1回。巡回バスで送迎。昼食会、入浴、レクリエーションなどを実施	指定のバス停まで一人で歩いて来られる方 (要介護者は参加不可)
被爆者健康管理センター	月1回。昼食会、レクリエーションなどを実施	少し手助けがあれば一人で外出できる方

● 健康教室

- 健康づくり、生きがいづくりのために健康教室を開催しています。
- 開催の案内は、「広報ながさき」で随時お知らせします。

● 自主グループ活動

- 健康づくり、生きがいづくりを目的に被爆者同士が仲間になって活動しています。
- 場所は、もりまちハートセンター（茂里町 2-41）です。
- 自分でもりまちハートセンターに来ることができる方が対象です。
- 入会金、教室使用料はありませんが、材料代などは実費です。
- ご興味のある方は、援護課へご連絡ください。（電話：095-829-1149）

グループ名	活動内容	活動日時
折り紙	和紙、折り紙、手芸用小物などを用いた作品制作	第 1 月曜日（月 1 回） 13:30～15:30
絵手紙つぼみ会	花や静物などを描いた絵ハガキの制作	第 2・4 水曜日（月 2 回） 13:30～15:30
元気にがんばろう会	筋力＊持久力＊ストレッチ運動	毎週水曜日 10:00～11:30
月曜会	筋力＊持久力＊ストレッチ運動	毎週月曜日 第 1 月曜 10:00～11:30 第 2～5 月曜 13:30～15:00
トッチャンCOOK	調理実習（男性限定！）	第 4 火曜日（月 1 回） 10:00～13:00

メモ欄

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

8 健康診断について

被爆者を対象とした健康診断（健診）を無料で受診することができます。

● 定期健康診断について

毎年4月から9月、10月から3月にそれぞれ1回、お住まいの地区で巡回健診を行っています。健診会場と日時は、ハガキでお知らせしています。

お知らせした健診会場で受診できない場合は、他の健診会場、もりまちハートセンター、長崎市医師会医療センター診療所でも受診ができます。

● 希望による健康診断について

定期健診とは別に、市が委託した医療機関において、年2回健診を受けることができ、そのうち1回は、がん検診として受けることができます。

がん検診は、予約が必要な場合がありますので、直接、受診したい医療機関へお問い合わせください。

※ 入院中または治療通院中などの理由により、健診を受けることができない方は、受診を見合わせるすることができます。その際の援護課へのご連絡は不要です。

9 医療費について

指定医療機関及び一般疾病医療機関では、自己負担分を窓口で支払うことなく医療を受けることができます。（後期高齢者医療被保険者証または介護保険被保険者証と併せて、必ず被爆者健康手帳を医療機関の窓口提示してください。）

● 窓口で支払った医療費の返還について

指定医療機関以外で受診した時やコルセットなどの治療用装具を購入し、窓口で医療費を支払った場合は、支払った医療費の払い戻しを受けることができます。

払い戻しの手続きには、領収書、診療（調剤）報酬明細書、医師の証明書等を添付し、申請が必要です。

● 自己負担となる医療について

健康保険の対象とならない医療（差額ベッド料やおむつ代、180日を超える長期入院の入院基本料の一部、人間ドックなど）及び、介護保険が適用されない医療（介護老人保健施設等での居住費及び食費など）については、皆様の負担となります。

● 交通事故等でけがをしたとき

交通事故や第三者に傷つけられてけがをした場合、被爆者健康手帳を使って病院にかかることはできませんので、事前に援護課へご相談ください。

10 被爆二世健康診断について

市内にお住まいの被爆二世の方（両親またはそのどちらかが被爆者で、かつ長崎被爆は昭和21年6月4日以降に、広島被爆は昭和21年6月1日以降に生まれた方）は、毎年4月から翌年2月までに1回、無料で健康診断を受けることができます。

前年度受診された方には受診票を送付しますので、受診票を持って下記の受診場所で受診してください。前年度に受診していない方は、事前に申し込みが必要になります。

*希望により多発性骨髄腫検査を受診することができます。

● 申し込み方法

各地域センターの窓口・FAX・郵送・ホームページで申し込むことができます。

● 受診場所

もりまちハートセンター・被爆者健診の各地区巡回健診会場・市が委託した医療機関

● 被爆二世健康記録簿

被爆二世健康診断を受診した方のうち、配布を希望する方に、健康診断の結果などを書き込める記録簿を令和3年6月から配布しています。

11 よくある質問

【質問1】がんが見つかりました。特別な手当が支給されますか？

- 「がん」のほか、「白血病」、「副甲状腺機能亢進症」などの病気にかかり、現在治療中の方で、厚生労働大臣の認定（原爆症の認定）を受けた場合は、医療特別手当が受給できます。
- 詳しくは、3ページ「原爆症の認定」をご覧ください。

【質問2】介護を受けている被爆者の支援制度はありますか。

- 一部の介護保険サービスについて、利用時の自己負担を助成しています。詳しくは、5ページ「介護保険サービス利用の助成」をご覧ください。
- このほか、法令で決められた中度または重度の障害があり、在宅介護を受けている場合で、次の①、②のいずれかに該当する場合は、介護手当が支給されます。詳しくは、4ページ「介護手当」をご覧ください。
 - ①〔費用介護手当〕ヘルパーの訪問介護等を利用して費用を支払っている場合
 - ②〔家族介護手当〕重度の障害により、家族等の介護を受けている場合（介護保険等のサービスを受けている人も対象になります。）

12 次世代への継承に関するお願い

「被爆の記憶」を次の世代へつなげていくため、みなさまの被爆に関する資料や体験記、被爆体験を「受け継ぎたいかた」と「託したいかた」を募集しています。

被爆体験を受け継ぎたい方、ご自分の体験を託したい方の募集について
～語り継ぐ被爆体験（家族・交流証言）推進事業～

長崎平和推進協会では、長崎市の委託を受けて被爆者の方の被爆体験や想いを、次世代の方が語り継ぐ取り組みを行っています。

次世代の方が、被爆者の方から被爆体験を聞き取り、学校や自治体主催のイベントなど様々な場所で、写真などを交えた講話という形で、語り継ぎます。

ご自身の被爆体験を託したい方、また被爆者の方から被爆体験を受け継ぎたい方は、お気軽にお尋ねください。



講話の様子

家族証言者：三根 礼華氏

祖母、細田ウメ子さんの被爆体験を語り継ぐ
長崎原爆資料館ビデオルーム2(定期講話)

【家族証言者】

ご家族の被爆体験や想いをお話しします。被爆者を身近でみてきた家族として、被爆体験を語ります。

【交流証言者】

被爆体験を受け継ぎたいという意味を持った方が、交流を深めた被爆者の体験や想いを語ります。

【様々な支援】

- 1 被爆者からの聞き取りや資料作成の補助
- 2 講話原稿の校正・被爆当時の写真などの提供
- 3 各種研修開催（原爆の基礎講座、話し方、パソコン操作など）
- 4 講話の機会の提供

《問い合わせ先》 (公財) 長崎平和推進協会 継承課
電話：095-844-9922
メール：kataritsugu@peace-wing-n.or.jp

被爆資料の募集について

長崎原爆資料館では、被爆された時に身に付けていた衣類や身の回りの品、被爆前後の長崎の様子が分かる写真など、寄贈いただける被爆資料を募集しています。

被爆資料が一点でも多く集まることで、きのこ雲の下で何が起きたか、時代を越えて様々な人々に伝える力になります。

寄贈いただいた被爆資料は、大切に保存し、原爆資料館の企画展などで展示します。

【昨年寄贈いただいた資料（例）】



罹災証明書



原爆で亡くなった兄の日記



自宅の焼け跡から収集した
硬貨

《問い合わせ先》 長崎原爆資料館（長崎市被爆継承課）
〒852-8117 長崎市平野町7番8号
電話：095-844-3913／ファックス：095-846-5170
メール：hibaku@city.nagasaki.lg.jp

被爆体験記の募集について

国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館では、被爆当時の様子を描いた被爆者ご本人やご遺族の手記や手紙、日記など、被爆体験記を募集しています。みなさまからお寄せいただいた資料は、大切に保管し、活用します。また、聞き取りによる被爆体験記の執筆のお手伝いもしております。同封のチラシをご覧ください。お申し込みください。

《問い合わせ先》 国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館
電話：095-814-0055／ファックス：095-814-0056
メール：info@peace-nagasaki.go.jp

13 各種手続きについて

★ 表中右欄「受付窓口」の「各地域センター」のうち、本庁（新庁舎）の中央地域センターは、1階の9番窓口です。（発券機で9番窓口の番号札を受け取ってください。）

内容	必要書類等		受付窓口
居住地変更	市外転出 (市内から市外)	長崎市援護課での手続きは必要ありません(※) 転出先で手続き・必要書類を確認してください。 ※原爆ホーム申請者(待機者)の人は援護課 (095-829-1149)へご連絡ください。	転出先の 市区町村
	市内転居 (市内から市内)	被爆者健康手帳、各種手当証書(受給者のみ)	各地域 センター (★)
	市内転入 (市外から市内)	手帳、各種手当証書(受給者のみ)、普通預金通帳	
氏名変更	被爆者健康手帳、各種手当証書(受給者のみ)		
送付先変更	① 身分証明(マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証等) 代理人の場合は①に加えて代理人の身分証明		
手帳の再交付	① 身分証明(マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証等) ※ 代理人の場合は①に加えて代理人の身分証明		
各種手当証書の再交付	① 身分証明(マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証等) ② 被爆者健康手帳 ※ 代理人の場合は①②に加えて代理人の身分証明		
各種手当の口座変更	① 身分証明(マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証等) ② 本人の新規入金する普通預金通帳 ※ 代理人の場合は①②に加えて代理人の身分証明 ※ 長崎市内の金融機関(十八親和銀行・みずほ銀行・郵便局除く)でも手続きできます。必要書類は同じです。		各地域 センター (★)
葬祭料支給申請	<p>葬祭料支給申請の際に持参いただくものは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被爆者健康手帳 ② 各種手当証書(受給していた人のみ) (医療特別手当を受給していた人は加えて認定書) ③ 死亡診断書(死体検案書)の写し ④ 申請者が葬祭を行った証明 (例: 会葬御礼ハガキ、葬儀領収書、火葬許可証、火葬領収書のいずれも原本で死亡者名、葬祭執行者名が記載されたもの) ⑤ 申請者名義の普通預金通帳 ⑥ 委任状(葬祭執行者以外が申請・受領する場合) <p>※ 葬祭料は死亡原因が交通事故、先天性疾病など原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかな場合は支給されません。</p> <p>※ 申請期限: 亡くなられてから5年間</p>		